

学校における業務改善、勤務時間の適正化に向けた取組の推進

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が多岐にわたってきている中、教職員の負担の増大と長時間労働が課題となっています。教職員が使命感や情熱をもって子どもたちと向き合い、健康に働き続けるためには、校務の見直しや効率化、働き方の改善を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たすことが重要です。

市はこれまでも、国からの通知や県の「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」等に基づき、学校における業務改善、勤務時間の適正化に向けて積極的に取り組みを推進しています。市教育委員会と各学校が連携しながら実効性のある取り組みとして推進していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「教職員定時退勤日」

市内の学校の共通の取り組みとして、毎週水曜日を教職員の定時退勤日としています。また、他の曜日につきましても、各学校の実情に応じて定時退勤日を設けています。

退勤時刻につきましては、午後5時30分や午後6時、午後6時30分など、学校ごとに設定しています。

教職員が一斉に年次休暇等を取得する期間

平成29年度から、8月13日から8月15日までの期間を学校の教職員が一斉に年次休暇等を取得する期間としています。また、平成30年度から、冬季休業期間においても、学校の実情に応じて、一斉の年次休暇取得日を設けています。

この期間において、すでに学校を利用する予定がある場合は、当該の学校に事前に伝えてください。また、期間中に、やむを得ず学校との連絡が必要な場合は、学校教育課まで連絡してください。（受付：午前8時30分から午後5時15分）

「ノ一部活デー」

市内の全中学校において、生徒のゆとりある生活の確保とスポーツ障害の防止等のため、部活動の休養日を設ける「ノ一部活デー」を設定し、実施しています。令和元年度からは、「養父市立中学校における運動部活動の方針」「養父市立中学校における文化部活動の方針」を踏まえ、週当たり2日以上以上の休養日を設けます。（平日、週休日は少なくともそれぞれ1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えます。）